

公布された条例のあらまし

◇奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条

例

1 目的

この条例は、地方自治法の規定に基づき、県行政に関する基本的な計画等（指針、計画その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の策定等を議会の議決すべき事件として定めることにより、計画の段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った総合的かつ計画的な県行政の推進に資することを目的とすることとした。

2 定義

この条例において「基本計画等」とは、次に掲げる計画等のうち、議長が定めるもの以外のものをいうこととした。

ア 県行政全般にわたる基本的な政策又は施策の方向を総合的かつ体系的に定める計画等であつて、当該計画等の期間が五年以上であるものをいうこととした。

イ 県行政の各分野における基本的な政策又は施策の方向を定める計画等（法令により知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。）であつて、当該計画等の期間が五年以上であるものをいうこととした。

3 議会の議決

(1) 知事等は、基本計画等を策定し、又は変更しようとするとき（軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項（基本計画等を変更する場合にあつては、当該変更に係る部分に限る。）について、議会の議決を経なければならないこととした。

ア 基本計画等のうち、基本構想に関すること。

イ 基本計画等の期間に関すること。

ウ 基本計画等の実施に関し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関

すること。

- (2) 知事等は、基本計画等を廃止しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないこととした。

#### 4 議会への報告

- (1) 議会は、県行政の推進のために必要があると認めるときは、基本計画等を策定した知事等に対し、2のイに掲げる計画等の実施状況の報告を求めることができるとした。

- (2) 知事等は、(1)の報告を求められたときは、遅滞なく、当該計画等の実施状況を議会に報告しなければならないこととした。

#### 5 知事等への意見

議会は、社会経済情勢の変化等により、基本計画等を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、当該基本計画等を策定した知事等に対し、意見を述べることができることとした。

#### 6 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用することとした。

- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。